

路上喫煙禁止区域の指定について（案）

門真市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、京阪電鉄 西三荘駅、大和田駅、萱島駅及び大阪メトロ長堀鶴見緑地線 門真南駅の4駅周辺地域を路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」）に指定することにより、路上喫煙のさらなる防止を図るとともに、喫煙マナーの向上に向けた取組みを進めます。

【門真市の路上喫煙防止対策について】

本市では、令和元年10月1日に「門真市路上喫煙の防止に関する条例（以下「条例」）」を施行し、市内の道路、公園、広場その他公共の場所において、路上喫煙をしないよう市民等に自主的な努力を求めています。

また、条例に基づき、駅前等人通りの多い場所を禁止区域に指定することで、歩きたばこによる火傷等の事故の防止や喫煙マナーの向上を図っており、令和2年8月1日には、京阪電鉄 古川橋駅周辺地域、令和4年10月1日には、京阪電鉄 門真市駅周辺地域を禁止区域に指定し、区域内に公共喫煙所を設置しました。

【今回の禁止区域の指定について】

令和5年度内に、京阪電鉄 西三荘駅、大和田駅、萱島駅及び大阪メトロ長堀鶴見緑地線 門真南駅の4駅周辺地域を、別紙のとおり禁止区域に指定することを計画し、禁止区域の範囲を駅から概ね半径200m以内の人通りの多い公道や公園、広場等としています。

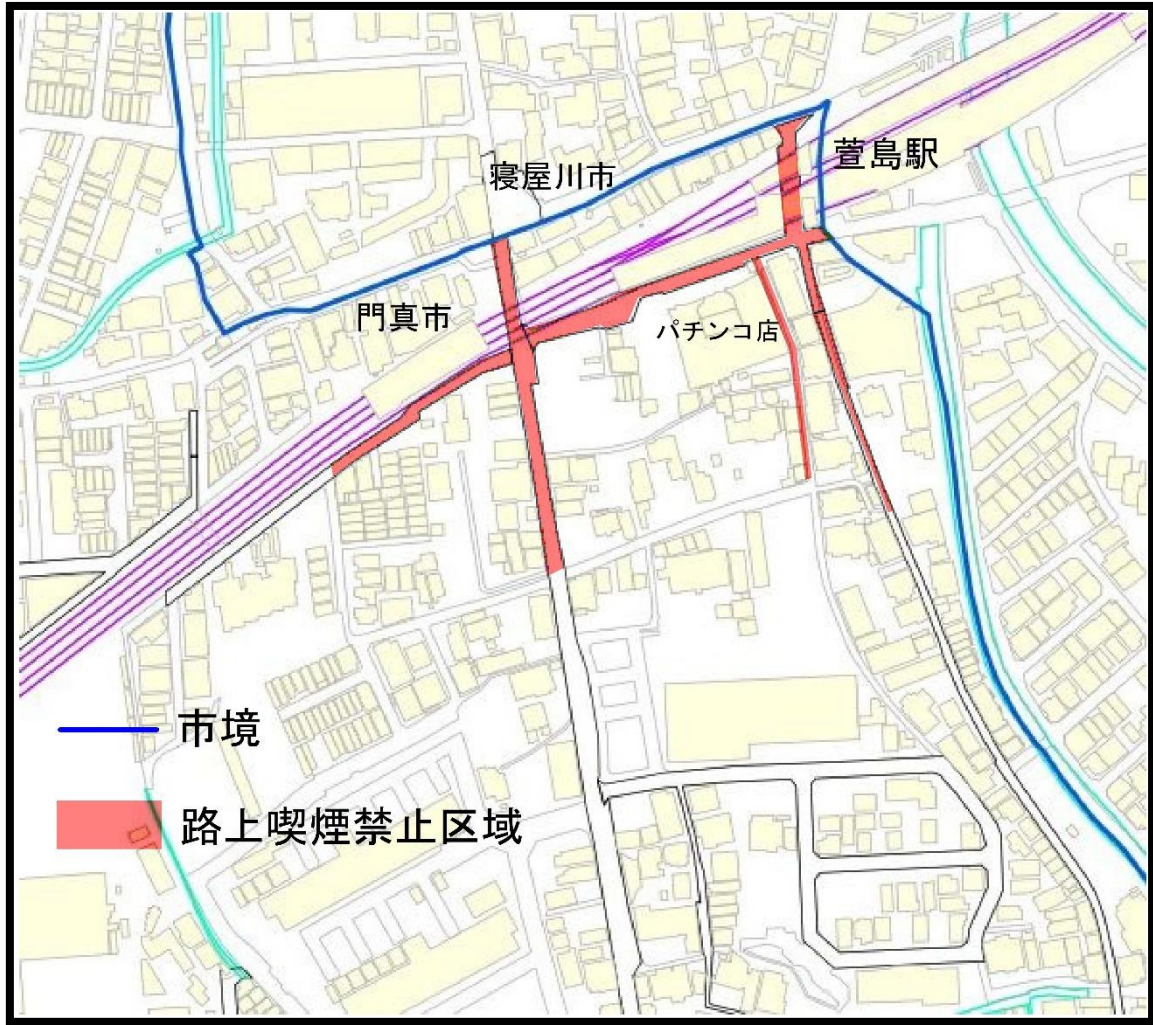
たばこの火による火傷等の事故や吸い殻のポイ捨てを防止し、喫煙マナーの向上を図るべく、禁止区域内で公共喫煙所の設置も検討します。

【根拠】

門真市路上喫煙の防止に関する条例
（路上喫煙禁止区域の指定）

- 第5条** 市長は、第1条の目的を達成するため、路上喫煙を禁止することが必要であると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、その区域を告示し、標識の設置又は標示をするものとする。
- 3 前項の規定は、第1項の規定による指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

萱島駅周辺



大和田駅周辺



西三荘駅周辺



門真南駅周辺

